

第4章 整備の基本的な考え方

基本構想を踏まえ、浜松城公園全体の整備のテーマと基本方針に基づき、計画対象範囲の方向性・目標と基本方針を示す。

1 浜松城公園全体の整備のテーマと基本方針

【テーマ】

浜松城公園は、駅前の「アクトシティ」が浜松の顔であるのに対し、周辺地域とともに、文化性の高い市民の憩いの場、すなわち

「市民の心に残る 歴史・文化の森」

をテーマに、セントラルパークとしての再整備を展開する。なお、歴史・文化の森として整備するにあたり、公園全体で、

「緑を基調としたほっとできる環境づくり」 を展開する。



【基本方針】

1 史実に沿った歴史性の顕在化 ……特に歴史ゾーンに求められている機能

- ・天守曲輪・本丸周辺の石垣や地下に残存する城郭施設の遺構を保存し、次世代へ継承する。
- ・歴史的検証のもとに浜松城の価値を顕在化させ、市内外から訪れる人々が学び、理解できるような整備を行う。
- ・浜松城跡を中心に周辺の関連文化財等を連携させて、浜松城跡を拠点とした歴史的資源のネットワーク化を図る。

2 公園及び周辺の一部となったシンボル地区の形成

- ・天守曲輪は、ランドマーク性を有しながら、周囲の幹線道路からの眺望が妨げられているため、適切な植栽管理を実施し視認性を確保するとともに、主要な視点場を調査し、ビューポイントを確保する。
- ・浜松城公園全体を市の誇りや個性として保全し、これと調和した景観の創出・演出をする。公園周辺の景観や環境に配慮した整備を実施する。
- ・浜松城跡は、本市の歴史・文化の礎としてのシンボル性を有するため、風格と魅力ある浜松城公園の全体像を検討する必要がある。メインエントランスの設置についても検討する。

3 セントラルパークとしての機能・施設の充実

- ・公園整備の各種事業計画は、周辺の諸問題から延期されているが、今後、関係機関との調整を図り、浜松城公園の果たすべき機能や公園整備の全体像を検討する。

4 うるおい、やすらぎを与える緑の空間の形成

- ・浜松城周辺の緑を本市のシンボリックな緑地として、また、都心部におけるうるおいのある緑の拠点として保全・整備を進める。

5 親しまれる公園とするためのソフト事業の展開

- ・市民との連携のもと、市民に親しまれる公園とすることを目指したサービスの展開を図る。シティプロモーションや誘客拡大に貢献するために、ユニバーサルデザインに配慮した誘導案内サインの充実を図る。



歴史ゾーンの目標、基本方針

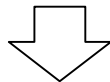
2 計画対象範囲の目標と基本方針

歴史ゾーンの目標：浜松城の史跡としての価値をPRし、次世代へ継承する

浜松城の特質を示す野面積の石垣や地下に残存する城郭施設の遺構を保存するとともに、歴史的検証のもとにその価値を顕在化させ、地域住民だけでなく多くの人々がその価値を学び、理解できるようにする。そのことにより、市民のまちへの愛着や誇りを培い、本市の個性、市民の心の拠り所となることを目指す。

南エントランスゾーンの目標：来訪者を歴史的な空間へ誘致する

公園へのアプローチを向上させるため、都心方面から野面積の石垣を望むことができるようにしながら、公園全体の歩行者向け入口としての利便性を高める。地下に残存する城郭遺構を保存するとともに、利用面との調整を図りながら、歴史的検証のもとにその価値を顕在化させ、来訪者がその価値を学び、理解できるようにする。



浜松城公園全体の基本方針に加えて、
「史実に沿った歴史性の顕在化」のための基本方針

「史実に沿った歴史性の顕在化」のための基本方針

浜松城跡の本質的価値（歴史上又は学術上の価値）の適切な保存と持続可能な活用の方策を検討する。

1 本質的価値の確実な保存と次世代への継承

浜松城跡の本質的な価値は、残存する野面積の石垣と土塁、及び建造物の地上部が失われた後に地下に残存する遺構及び遺物にある。それらを確実に保存し、次世代へ継承していくよう努める。

2 本質的価値の顕在化（積極的表現の方針）

浜松城の建築物は、当地に現存しておらず、地下に埋蔵された遺構（礎石等）に本質的価値がある。また、土塁は流亡した箇所もあるが、現存する箇所もあり、これらにも本質的価値がある。

しかし、現地形からはそれらの存在をうかがい知ることができないものもあり、それらの価値は来訪者にとってわかりにくいものになっている。

したがって、その価値を正確に伝えるための積極的な整備（復原、表示、解説等）が必要とされる。

史跡等の規模、形態、性質等に関する情報を目に見える形でわかりやすく顕在化させ、浜松城跡の全体像が来訪者に正確に伝達されるようにするため、整備のための空間区分（ゾーニング）を行い、空間ごとに特色ある整備の基本方針を定め、それに沿って遺構の確実な保存の上に多様な整備手法を適切に選択する。

(つづき)

3 整備の対象とする時期 ⇒ 廃城時を原則

現状に見る浜松城の縄張、石垣等は、廃城時のものを示している。したがって、整備の対象とする時期は、廃城時の姿に照準を合わせることを基本にする。

ただし、一定の期間のみに存在していたと考えられている天守閣をはじめとして、局所的に遺構の変遷過程に重要な意義を有するものなどがあることから、統括的な視点の下に地区区分を行い、整備の対象とする時期とその整備手法に違いを持たせていく。

4 廃城後の土地利用形態 ⇒ 移転又は撤去を基本

史跡指定地内に含まれる各種の施設等のうち、廃城後に設置され、城跡と直接の関係が認められず、城跡の本質的価値にそぐわない諸要素については、今後、移転又は撤去を基本とする。

5 関連する文化財のネットワーク

浜松城跡を中心に周辺の関連文化財等を連携させて、浜松城跡を拠点とした歴史的資源のネットワーク化を図る。